平成２７年（フ）第４５６号
岡山市北区津高929番地１ブローニュ津高Ｂ―102号、旧住所岡山市北区菅野549番地３
債務者　小﨑　敏徳
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４６１号
岡山市北区奥田西町３番８号
債務者　川上　智子
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月８日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４６７号
岡山県玉野市和田２丁目２番７号サニーマナーズ203号、旧住所岡山県玉野市田井３丁目20番３号
債務者　大賀　恒郎
1　決定年月日時　平成27年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８８号
岡山市中区東山４丁目１番21号ハナハウス東山206号、住民票上の住所岡山市北区尾上626番地
債務者　湯浅　敏雄
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４８９号
岡山市中区東山４丁目１番21号ハナハウス東山206号
債務者　湯浅　紀子
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０６７９号
東京都板橋区成増５丁目18―17―404
債務者　後藤　勇輝
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９８２号
東京都小平市上水南町２丁目６番９―310号
債務者　角谷　隆顕
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９８３号
東京都小平市上水南町２丁目６番９―310号
債務者　角谷砂津紀
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第６５号
栃木県那須塩原市東原198番地15、前住所栃木県那須塩原市埼玉326番地８　第２コウセン那須Ａ―202号
債務者　松野　澄江
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月18日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（フ）第４５０号
静岡県袋井市堀越1799番地の８
債務者　森田　美鈴（旧姓霜越）
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４９５号
静岡県浜松市中区佐鳴台１丁目９番３号　大五ヒル１―Ｃ、前住所静岡県焼津市五ケ堀之内555番地の１
債務者　池田　美雪（旧姓和久田）
1　決定年月日時　平成27年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第９７号
栃木県栃木市箱森町17番14号　松本ハイツＢ―202、従前の住所栃木県栃木市神田町９番９号
債務者　佐山　満教
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第６３９号
静岡県藤枝市田中１丁目６番５号
債務者　福山　兼二
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５０２号
静岡県磐田市城之崎４丁目４番地５　山王ハイツＢ―117号
債務者　井上　智美
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係